



# 三重県公報

令和3年7月20日 (火)

第 227 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
479	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
480	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
481	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	3
482	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	12
483	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築開発課)	12
484	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	13
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	13
	同件	(同)	14
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	14
	第50回採石業務管理者試験の実施	(防災砂防課)	14
	令和3年度砂利採取業務主任者試験の実施	(同)	14
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	15
<b>労 働 委 公 告</b>			
	労働関係調整法の規定によるあっせん員候補者の委嘱	(労働委員会)	15
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(保健環境研究所)	16
	同件	(教育委員会)	19
	同件	(同)	21
	同件	(同)	24
	落札者を決定した旨	(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)	27
	同件	(同)	28

## 告 示

## 三重県告示第 479 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470505757	デイサービス アヴェニール高茶屋	三重県津市高茶屋小森町 1985	有限会社マル正	令和 3 年 3 月 31 日	通所介護
2470302387	デイサービス国府の里	三重県鈴鹿市国府町 936 番地 1	一般社団法人永慈会	令和 3 年 3 月 31 日	通所介護
2470302551	ヘルパーステーション国府の里	三重県鈴鹿市国府町 936 番地 1	一般社団法人永慈会	令和 3 年 3 月 31 日	訪問介護
2473100036	紀宝町社協訪問入浴サービス	三重県南牟婁郡紀宝町神内 277 番地 2	社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会	令和 3 年 3 月 31 日	訪問入浴介護
2460190131	訪問看護ステーションほまれ	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳 572 番地	社会福祉法人アパティア福祉会	令和 3 年 3 月 31 日	訪問看護
2472500129	J A 三重中央 あいけあセンター	三重県津市白山町二本木 728-1	三重中央農業協同組合	令和 3 年 3 月 31 日	訪問介護
2460590207	訪問看護ステーションレインボー	三重県津市白塚町 2420-1	有限会社ヒグチコーポレーション	令和 3 年 3 月 31 日	訪問看護
2472500020	津市社協通所介護事業所（一志）	三重県津市一志町井関 1792 番地	社会福祉法人津市社会福祉協議会	令和 3 年 3 月 31 日	通所介護
2472901459	暖	三重県志摩市阿児町鶴方 5180 番地	有限会社だんらん	令和 3 年 3 月 31 日	通所介護
2472900204	ほほえみ	三重県志摩市阿児町鶴方 5201 番地	特定非営利活動法人伊勢志摩福祉の会ほほえみ	令和 3 年 3 月 31 日	訪問介護
2472800214	南伊勢町社会福祉協議会なんせい	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 2928 番地	社会福祉法人南伊勢町社会福祉協議会	令和 3 年 3 月 31 日	訪問介護
2470204096	ショートステイ四郷の里	三重県四日市市小林町 3026 番地 16	一般社団法人永慈会	令和 3 年 3 月 31 日	短期入所生活介護
2470200326	介護老人福祉施設 ヴィラ四日市	三重県四日市市垂坂町 8 番地の 2	社会福祉法人 平成福祉会	令和 3 年 3 月 31 日	短期入所生活介護
2470700903	短期入所生活介護事業所なでしこ苑	三重県松阪市川井町字中道 53 番地 4	社会福祉法人 長寿会	令和 3 年 3 月 31 日	短期入所生活介護
2472200696	訪問介護 A i	三重県三重郡菰野町潤田 406 番地 5	株式会社アクアイグニスアモール	令和 3 年 3 月 31 日	訪問介護
2470700101	J A 松阪ふれあいの里くしだ	三重県松阪市櫛田町 647 番地 2	松阪農業協同組合	令和 3 年 3 月 31 日	訪問介護
2470702891	J A 松阪ふれあいの里くしだ	三重県松阪市櫛田町 647 番地 2	松阪農業協同組合	令和 3 年 3 月 31 日	通所介護
2470700101	J A 松阪ふれあいの里くしだ	三重県松阪市辻原町 97 番地 3	松阪農業協同組合	令和 3 年 3 月 31 日	福祉用具貸与
2470700101	J A 松阪ふれあいの里くしだ	三重県松阪市辻原町 97 番地 3	松阪農業協同組合	令和 3 年 3 月 31 日	福祉用具販売
2470701638	J A 松阪ふれあいの里つじわら	三重県松阪市辻原町 97 番地の 3	松阪農業協同組合	令和 3 年 3 月 31 日	通所介護
2470701240	J A 松阪飯南シルバー	三重県松阪市飯南町粥見 3827	松阪農業協同組合	令和 3 年 3 月 31 日	訪問介護

2470204278	ヘルパーらいふ	三重県四日市市楠町北五味塚 2350 メニーメニー1E	株式会社サポート	令和3年3月31日	訪問介護
2472700075	多気町社会福祉協議会 訪問介護事業所	三重県多気郡多気町朝柄 2889 番地	社会福祉法人 多気町社会福祉協議会	令和3年3月31日	訪問介護

三重県告示第 480 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和3年7月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2473100036	紀宝町社協訪問入浴サービス	三重県南牟婁郡紀宝町神内 277 番地 2	社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会	令和3年3月31日	介護予防訪問入浴介護
2460190131	訪問看護ステーションほまれ	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳 572 番地	社会福祉法人アパティア福祉会	令和3年3月31日	介護予防訪問介護
2460590207	訪問看護ステーションレインボー	三重県津市白塚町 2420-1	有限会社ヒグチコーポレーション	令和3年3月31日	介護予防訪問看護
2470204096	ショートステイ四郷の里	三重県四日市市小林町 3026 番地 16	一般社団法人永慈会	令和3年3月31日	介護予防短期入所生活介護
2470200326	介護老人福祉施設 ヴィラ四日市	三重県四日市市垂坂町 8 番地の 2	社会福祉法人 平成福祉会	令和3年3月31日	介護予防短期入所生活介護
2470700903	短期入所生活介護事業所 なでしこ苑	三重県松阪市川井町字中道 53 番地 4	社会福祉法人 長寿会	令和3年3月31日	介護予防短期入所生活介護
2470700101	J A 松阪ふれあいの里くした	三重県松阪市辻原町 97 番地 3	松阪農業協同組合	令和3年3月31日	介護予防福祉用具貸与
2470700101	J A 松阪ふれあいの里くした	三重県松阪市辻原町 97 番地 3	松阪農業協同組合	令和3年3月31日	介護予防福祉用具販売

三重県告示第 481 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年7月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表第1号の項（C）の欄及び（D）の欄中

「

4	バイオマス産業都市推進事業	事業費の 1/2 以内	を
5	メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業	事業費の 10/10 以内	

」

4	バイオマス利活用高度化の推進事業 (1) 事業化の推進 (2) 効果促進対策	事業費の 1/2 以内 事業費の 10/10 以内	に改める。
5	メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業	事業費の 10/10 以内	

別表 1(1)の表第 2 号の項 (C) の欄及び (D) の欄を次のように改める。

食料産業・6次産業化交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費	
1	6次産業化施設整備事業 事業費の 3/10 以内 (食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3(1)ただし書に掲げる取組にあっては、事業費の 1/2 以内) ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3(2)に定める方法により計算された額
2	バイオマス利活用高度化施設整備事業 事業費の 1/3 以内 (食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記 9-1 の第 1 の 3 ただし書に掲げる取組にあっては、事業費の 1/2 以内)

別表 1(1)の表中第 3 号の項及び第 4 号の項を削り、同表に次のように加える。

3	地域食農連携プロジェクト推進事業補助金	地域の農林水産物等の地域資源を活用した持続的なローカルフードビジネス創出を支援する。	地域食農連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 新商品等の開発に係る経費 2 販路開拓の実施に係る経費	事業費の 10/10 以内	地域食農連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱に定める事業実施主体
4	県産食材販売拡大事業費補助金	コロナ禍の需要減退により県産農畜水産物の価格低下や滞留等による生産者への影響が継続しており、県内量販店等が独自に企画する県産農畜水産物の販売促進を支援することで、消費喚起を図る。	「みえの恵み食べて応援キャンペーン」と連携した専用売場の設営や広告・宣伝等に要する経費	定額 (一事業者あたり、売り場面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の場合 50 万円、1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は 30 万円を上限とする。)	三重県産の米、和牛、茶、養殖マダイのいずれか一品以上を取り扱う県内量販店等の常設で、原則週五日以上営業し、消費者に直接対面販売を行う店舗を営む事業者

別表 1(2)の表中第 11 号の項を削り、第 12 号の項を第 11 号の項とし、第 13 号の項から第 21 号の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表 1(3)の表に次のように加える。

3	三重県地方卸売市場関係事業者経営継続緊急支	場内事業者を対象とした経営継続に向けた緊急支援を	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場内事業者の経営継続のため、三重県地方卸売市場の	事業費の 10/10 以内	三重県地方卸売市場の指定管理者
---	-----------------------	--------------------------	---	---------------	-----------------

	援事業費補助金	行い、市場機能を維持することで、県民に生鮮食料品を安定的に供給する体制の充実・強化を図る。	指定管理者が行う市場施設利用料の減免措置に要する経費		
--	---------	---	----------------------------	--	--

別表1(4)の表中第4号の項を削り、第5号の項を第4号の項とし、第6号の項から第15号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表第16号の項(A)の欄を次のように改め、同項を同表第15号の項とする。

GFPグローバル産地づくり推進事業費補助金

別表1(4)の表に次のように加える。

16	園芸産地における事業継続強化対策費補助金	自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画の策定や事業継続計画の実行に必要な体制整備及び事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	次に掲げる経費 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に係る経費 2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費 (1) 自力施行等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費	定額  定額 1/2以内	市町、農業者の組織する団体等
17	主食用米からの作付転換促進事業費補助金	主食用米の過剰生産の抑制に向け、三重県農業再生協議会が示した生産量の目安を目標として主食用米から大豆や高収益作物(野菜等)、新規需要米などの他の品目への作付転換を促し、取組面積に応じた支援を行い、農業者の生産安定につなげる。	次に掲げる経費 1 主食用米からの作付転換助成(面積支払) 2 事業実施主体への推進事務費支援	定額 定額	地域農業再生協議会

別表1(5)の表第2号の項(C)の欄中「HACCP導入」を「感染症防止」に改め、同表第4号の項(C)の欄中「HACCP導入」を「感染症防止」に改め、同表中第5号の項及び第6号の項を削り、第7号の項(D)の欄を次のように改め、同項を同表第5号の項とする。

事業費の1/2以内又は10/10

別表1(5)の表中第8号の項を第6号の項とし、第9号の項から第13号の項までを削り、第14号の項を第7号の項とする。

別表1(15)の表第1号の項(C)の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費  
1 つくり育てる漁業の推進を図るため、次のアからカまでに掲げる水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備  
ア 養殖施設の整備  
イ 海面資源増養殖施設の整備  
ウ さけ・ます増殖施設の整備  
エ 内水面増殖施設の整備  
オ ノリ養殖競争力強化に資する整備  
カ その他浜の活力再生プランで必要となる取組  
2 水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成

を図るために行う漁業共同利用施設の整備
3 水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な水産業経営の育成を図るために行う加工流通共同利用施設の整備
4 漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備、防災対策に必要な施設整備及び漁港・漁村における交流を通じた活性化対策に資する事業
5 陸揚量が多い港湾を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、事業実施主体が行う荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設、製氷施設等の共同利用施設の一体的な整備
6 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備
7 農山漁村振興に係る施設

別表1(15)の表第10号の項(D)の欄を次のように改め、同表を別表1(16)の表とする。

事業費から国の補助に係る部分を除いた経費の1/2以内
----------------------------

別表1(14)の表中第1号の項を次のように改め、同表を別表1(15)の表とする。

1	内水面水産資源の回復促進事業費補助金	水産物の供給機能のほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁業環境の保全・管理、魅力的な川づくりによる遊漁者確保の取組を支援し、内水面域の活性化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 1 補助対象事業者が実施する稚アユ放流のうち、目標増殖量を超える放流に要する経費 2 遊漁者確保のために実施する取組に要する経費 3 カワウ等食害対策に要する経費	事業費の 1/3 以内  事業費の 1/2 以内 事業費の 1/2 以内	内水面漁業協同組合、三重県内水面漁業協同組合連合会
---	--------------------	---	--	---	---------------------------

別表1(13)の表中第8号の項から第14号の項までを削り、同表に次のように加え、同表を別表1(14)の表とする。

8	県産水産物の品質向上による水産業の成長産業化事業費補助金	自ら積極的に行動する事業者の活動を支援することで、県産水産物の品質向上や販路拡大を図る。	品質向上や販路拡大を図るために、講習会への参加や商談会への出展等に要する経費	定額	漁業協同組合等
9	環境調和型真珠養殖システム構築事業費補助金	国内外のジュエリーショー等において、真珠のブランド力の向上や需要喚起のためのPR取組の支援を図る。	真珠のブランド力の向上や需要喚起を図るため、国内外のジュエリーショー等におけるPR取組に要する経費	事業費の 10/10	三重県真珠振興協議会

別表1(12)の表を別表1(13)の表とし、別表1(11)の表第1号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

1	森林環境保全整備事業 (1) 林業専用道の開設等を行うために要する経費 ア 過疎、振興山村指定地域に係るもの イ その他の地域に係るもの (2) 林業専用道の改良を行うために要する経費	本工事費等の 7/10以内 本工事費等の 6.5/10以内 本工事費等の 1/2以内
---	--	--

<p>2 林道整備 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>(1) 森林造成林道</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>(2) 峰越連絡林道 ア 幹線 イ その他</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>(3) その他の林道</p>	<p>本工事費等の 6.5/10 以内</p>
<p>3 森林基幹道整備 森林基幹道の開設を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内。 ただし、市町以外に係るもの にあつては、8.5/10 以内</p>
<p>4 林業改良 林道の改良を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 6/10 以内</p>
<p>(1) 幹線林道</p>	<p>本工事費等の 1/2 以内</p>
<p>(2) その他の林道</p>	<p>本工事費等の 1/2 以内</p>
<p>5 林道舗装事業 林道の舗装を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 2/3 以内</p>
<p>(1) 幹線林道</p>	<p>本工事費等の 1/2 以内</p>
<p>(2) その他の林道</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>6 林道関連施設整備 林道用作業に利用する用地及び取付道の整備を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>7 林道点検診断・保全整備 既設の林道について、トンネル、橋梁等の点検診断又は補修、更新等を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 1/2 以内</p>
<p>(1) 林道点検診断</p>	<p>本工事費等の 6/10 以内</p>
<p>(2) 林道補修、更新等</p>	<p>本工事費等の 6/10 以内</p>
<p>8 地方創生道整備推進交付金 地域再生計画に基づき林道の開設、改良及び舗装を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>(1) 林道開設事業 森林基幹道、森林管理道及び森林施業道の開設を行うために要する経費</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>ア 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に行う林道整備</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>(ア) 過疎、振興山村指定地域に係るもの</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>(イ) その他の地域に係るもの</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>イ ア以外の森林基幹道整備</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>ウ ア及びイ以外の森林管理道及び森林施業道整備</p>	<p>本工事費等の 7/10 以内</p>
<p>(ア) 過疎、振興山村指定地域に係るもの</p>	<p>本工事費等の 6.5/10 以内</p>
<p>(イ) その他の地域に係るもの</p>	<p>本工事費等の 6.5/10 以内</p>
<p>(2) 林道改良事業 林道の改良を行うため</p>	<p>本工事費等の 6.5/10 以内</p>

に要する経費 ア 幹線林道	本工事費等の 6/10 以内
イ その他の林道	本工事費等の 1/2 以内
(3) 林道舗装事業 林道の舗装を行うた めに要する経費	
ア 幹線林道	本工事費等の 2/3 以内
イ その他の林道	本工事費等の 1/2 以内
(4) 林道保全整備 既設の林道について、 トンネル、橋梁等の点検 診断又は補修、更新等 を行うために要する経費	
ア 林道補修、更新等	本工事費等の 6/10 以内

別表1(11)の表第6号の項(B)の欄及び(C)の欄中「作業道等」を「森林作業道等」に改め、同表を別表1(12)の表とする。

別表1(10)の表第10号の項(A)の欄を次のように改める。

木材産業国際競争力強化対策事業費補助金

別表1(10)の表に次のように加え、同表を別表1(11)の表とする。

12	LPWAN等を活用したスマート林業推進事業費補助金	生産性や安全性の向上に資するスマート林業を実装する取り組みを支援し、持続可能なもろかる林業の実現を図る。	LPWAN等のスマート技術の実装に直接必要な機械器具の整備や活動に要する経費	事業費の 1/3 以内	選定経営体等
13	森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金	レーザ計測により森林資源情報を高精度に把握・分析する取組等に対して支援し、効率的な森林管理等の実現を図る。	1 レーザ計測情報整備 (1) 航空レーザ計測・解析 (2) ドローンレーザ計測・解析 (3) 地上レーザ計測・解析 2 路網設計支援ソフト整備	定額(上限3千4百円/h a) 定額(上限25万円/h a) 定額(上限20万円/h a) 定額(上限1式95万円)	市町 市町・選定経営体等 市町・選定経営体等 市町・選定経営体等
14	県産材新規用途開発支援事業費補助金	公共建築物等に活用可能な県産材新製品の開発や製品化に向けた試験研究等に対して支援し、公共建築物等における県産材の利用促進を図る。	公共建築物等に活用可能な県産材新製品の開発や試験研究等に係る経費	事業費の 1/3 以内	林業・木材関係事業者、建築関係事業者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関等

別表1(9)の表第1号の項を次のように改める。

1	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	鳥獣被害の深刻化及び広域化に対応し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)により市町が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援する。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等に基づいて行う次の事業に要する経費 1 推進事業	事業費の 1/2 以内。ただし、鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組等については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等に定める範囲内	推進事業にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成
---	------------------	--	---	--	--



				で定額	される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）等鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で定める者
		2	整備事業（ハード整備）	事業費の 1/2 以内。ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱で定める地域にあっては、事業費の 55/100 以内（侵入防止柵の自力施工を行う場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等に定める範囲内で定額）	整備事業にあっては、協議会又はその構成員等鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で定める者
		3	緊急捕獲活動支援事業	定額（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等に定める上限単価以内とする。）	緊急捕獲活動支援事業にあっては、協議会又はその構成員である市町

別表 1(9)の表中第 3 号の項及び第 4 号の項を削り、同表を別表 1(10)の表とする。

別表 1(8)の表中第 2 号の項を削り、第 3 号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改め、同項を同表第 2 号の項とする。

1 農地集積や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に関連する事業に必要な換地計画の策定のための調査・調整等を行う経費	事業費の 50/100 以内。ただし、地域振興関係六法の指定地域にあっては、事業費の 55/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合、三重県土地改良事業団体連合会その他知事が適当と認めるもの
2 担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について区画整理、農用地の造成等を一体的に実施する事業に必要な換地計画の策定のための調査・調整等を行う経費	事業費の 62.5/100 以内。ただし、離島にあっては 65/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合、三重県土地改良事業団体連合会その他知事が適当と認めるもの
3 農業生産条件等が不利な中山間地域における、農業生産基盤及び再編並びにこれに関連する事業に必要な換地計画の策定のための調査、調整等を行う経費	事業費の 55/100 以内。ただし、離島にあっては 60/100 以内	市町

別表 1(8)の表中第 4 号の項及び第 5 号の項を削り、同表を別表 1(9)の表とする。

別表 1(7)の表中第 8 号の項及び第 9 号の項を削り、第 7 号の項を第 8 号の項とし、第 6 号の項を第 7 号の項とし、第 5 号の項の次に次のように加え、同表を別表 1(8)の表とする。

6	団体営農村振興総合整備事業費補助金（中山間地域所得確保対策）	中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援する。	中山間地域所得確保対策実施要綱等に基づいて行う中山間地域所得確保推進事業に要する経費	定額	市町、地域協議会又は農業者団体等
---	--------------------------------	--	--	----	------------------

別表1(6)の表第13号の項(B)の欄から(D)の欄までを次のように改める。

土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、基幹水利施設の管理者に対し、技術の習得をさせるための現地指導等を行う。また、複式簿記会計に関する巡回指導や会計の専門家を配置して土地改良区の体制を強化する。	1	土地改良事業に精通した換地士等を専門指導員として配置し、事業に関する苦情・紛争等についての相談の対応に要する経費	事業費の 75 / 100 以内
	2	基幹水利施設保全管理技術向上研修の実施に要する経費	事業費の 55 / 100 以内
	3	土地改良事業団体連合会による巡回指導に要する経費	事業費の 10 / 10
	4	土地改良事業団体連合会に専門員を配置することに要する経費	事業費の 10 / 10

別表1(6)の表に次のように加え、同表を別表1(7)の表とする。

23	県単防災重点農業用ため池緊急調査・補修事業費補助金	県内の防災重点農業用ため池の突発的な損傷等に対して、応急的な調査や補修を実施することにより、周辺地域の安全確保を図る。	防災重点農業用ため池において緊急に対応する補修及びそのための調査に要する経費	事業費の 40 / 100 以内。ただし、中山間地域又は浸水想定区域内に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの若しくは周辺地域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるものにあつては、事業費の 50 / 100 以内	市町、土地改良区又は知事が適当と認めた団体
24	農業用施設アスベスト対策事業費補助金（調査・計画事業）	石綿を含有する製品を含有しない製品に代替し、農業者等の健康を害することを未然に防止し、農業経営の安定及び維持を図る。	石綿含有農業用管路の代替工事を実施するために必要な調査及び計画に要する経費	定額	市町又は土地改良区

別表1(5)の表の次に次の1表を加える。

(6) 家畜防疫対策課関係

1	農場防疫支援事業費補助金	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第60条第2項の交付対象となった家畜（その死体又は物品）の所有者に対して経済的損失を補助することにより、適切な防疫措置の推進を支援する。	家畜伝染病予防法第60条第2項に掲げる移動制限等に伴う売上げの減少額等の補助に要する経費	事業費の 10 / 10	家畜等の所有者
2	家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費補助金	農場出入口等の消毒の徹底、感染源となる野生動物の捕獲を促進することや養豚	家畜伝染病の感染拡大を防止するため、消毒薬、動力噴霧器等の整備、野生生物の捕獲促	事業費の 10 / 10 又は 1 / 2 以内 養豚農場豚舎（離乳舎等）への豚熱	一般社団法人三重県畜産協会

		農場豚舎（離乳舎等）内への豚熱ウイルス侵入防止対策を講じること等により家畜伝染病の感染拡大を防止する。	進のための報償金やわなの購入等の補助及び養豚農場豚舎（離乳舎等）内への豚熱ウイルス侵入防止対策に要する経費	ウイルス侵入防止対策については定額（ただし、1 離乳舎等あたり 663 千円を上限とする。）	
3	アフリカ豚熱侵入防止緊急支援事業費補助金	養豚農場での野生動物の侵入に対する防護柵及び可動柵の整備を行うことにより、有効なワクチンがないアフリカ豚熱に対するバイオセキュリティの向上及び畜産物の安定供給を図る。	養豚経営体による地域侵入防止計画に基づく野生動物の侵入に対する防護柵又は可動柵の整備を補助するために要する経費	事業費の 1/2 以内 可動柵は設置長（本事業により多重の防護柵又は可動柵を設置する場合の設置長は、本事業により整備した最も外側に位置する防護柵又は可動柵の設置長とする。以下この号において同じ。）1メートル当たり 2 万円、防護柵については設置長 1メートル当たり 5 千円を上限とする。	一般社団法人三重県畜産協会
4	豚熱衛生管理再生緊急支援事業費補助金	国から指定された対象地域に所在し、家畜伝染病予防法第 16 条の規定に基づき豚熱の疑似患畜としてと殺された養豚を所有していた経営体が経営を再開するに当たり、効率的かつ確実な施設改変等の施設整備等を行うことにより、更なるバイオセキュリティの向上を図る。	豚熱が発生した養豚経営体が衛生強化計画に基づいて行う、施設整備、機械及び器具の導入等を補助するために要する経費	事業費の 1/2 以内	一般社団法人三重県畜産協会
5	畜産 G A P 等認証取得支援事業費補助金	農業者等を対象とした認証制度のための審査費用の補助を行い、G A P 認証等の取得を支援する。	G A P 認証等を新規に取得する際に必要となる経費（農業の専門学科を有する教育機関等にあつては更新や継続に必要な経費を含む。）	別に定める。	畜産を営む者、農事組合法人、農業協同組合、農業の専門学科を有する教育機関等

別表 2 の表を次のように改める。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	造林事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
2	県単森林環境創造事業費補助金		
3	林業・木材産業構造改革事業費補助金		
4	特定森林再生事業費補助金		
5	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金		
6	林道事業費補助金		
7	林道施設災害関連事業費補助金		

8	災害関連山村環境施設復旧事業費補助金
9	林道施設災害復旧事業査定設計委託費補助金
10	林地崩壊防止事業費補助金
11	県単林道事業費補助金
12	林業用施設災害復旧事業費補助金
13	里地里山保全活動支援事業費補助金
14	自然に親しむ施設整備事業費補助金
15	自立的林業経営活動推進事業費補助金
16	アフリカ豚熱侵入防止緊急支援事業費補助金
17	豚熱衛生管理再生緊急支援事業費補助金
18	L P W A N等を活用したスマート林業推進事業費補助金
19	森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金
20	県産材新規用途開発支援事業費補助金

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金等から適用する。

## 三重県告示第 482 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
四日市都市計画下水道事業  
流域関連四日市市第 17 号公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和 52 年 6 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 三重県告示第 483 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称  
一般財団法人愛知県建築住宅センター
- (2) 住所  
愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号
- (3) 業務区域  
三重県全域

2 変更内容

業務を行わせる場所		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 愛知県豊橋市駅前大通二丁目 33 番地の 1 愛知県岡崎市上和田町字城前 18 番地 愛知県一宮市富士三丁目 1 番 25 号 愛知県豊田市若宮町一丁目 1 番地	愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 愛知県豊橋市駅前大通二丁目 81 番地 愛知県岡崎市上和田町字城前 18 番地 愛知県一宮市富士三丁目 1 番 25 号 愛知県豊田市若宮町一丁目 1 番地	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人愛知県建築住宅センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が 5 平方メートルを超える建築物又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物

3 変更年月日

令和 3 年 7 月 26 日

三重県告示第 484 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三十三銀行	中央通支店	四日市市栄町 1 番 1 号	四日市市沖の島町 1 番 10 号（新道支店内）	令和 3 年 7 月 26 日

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業期間  
令和 3 年 7 月 8 日から令和 4 年 3 月 11 日まで
- 3 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、（仮称）桑名市播磨西部土地区画整理組合設立準備委員会会長から通知がありました。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、現況測量及び地区界測量）
- 2 作業期間  
令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
桑名市大字播磨、同市大字下深谷部、同市大字蛸塚及び同市大字西方

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 7 月 5 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
北牟婁郡紀北町古里、同町道瀬及び同町三浦

---

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 第 1 項の規定により、第 50 回採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験期日  
令和 3 年 10 月 8 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所  
津市栄町 1 丁目 891 番地  
三重県勤労者福祉会館 6 階講堂
- 3 受験願書の受付期間  
令和 3 年 8 月 6 日から同月 27 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先  
各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課又は三重県ホームページより入手
- 5 その他  
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。

---

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、令和 3 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験期日  
令和 3 年 11 月 12 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所  
津市栄町 1 丁目 891 番地  
三重県勤労者福祉会館 6 階講堂
- 3 受験願書の受付期間

令和3年9月3日から同月24日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）

4 受験願書の請求先

各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課又は三重県ホームページより入手

5 その他

この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年7月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 7月9日	伊勢市小俣町明野 372-3	伊勢市御薮町高向 519-9 理楽株式会社 代表取締役 瀬 古 長 司
令和3年 7月9日	亀山市能褒野町字能褒野 65-6 ほか2筆	鈴鹿市江島町 1511 株式会社サトウ土地開発 代表取締役 佐 藤 左 恭

**労働委公告**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、あっせん員候補者を次のとおり委嘱しましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公告します。

令和3年7月20日

三重県労働委員会会長 向 山 富 雄

氏 名	関 歴	委 嘱 年 月 日
向 山 富 雄	弁護士	平成26年5月9日
板 垣 謙太郎	弁護士	平成28年5月9日
吉 田 すみ江	弁護士	平成30年5月8日
大 塚 耕 二	弁護士	令和2年5月21日
榊 原 嘉 明	名古屋経済大学法学部准教授	令和2年5月21日
番 条 喜 芳	連合三重会長	令和3年6月21日
楠 本 敏 久	U Aゼンセン三重県支部長	平成30年11月21日
竹 原 史 郎	三重交通労働組合執行委員長	令和2年5月21日
成 瀬 豊	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合 前執行委員長	令和2年9月23日
太 田 美 子	連合三重副事務局長	令和3年2月22日
高 林 学	三重交通株式会社監査役	平成26年5月9日
野 呂 利 幸	株式会社松阪鉄工所監査役	平成26年5月9日
村 田 典 子	角仙合同株式会社代表取締役社長	平成26年5月9日
横 山 修 一	元日本トランスシティ株式会社取締役	平成28年5月9日
別 所 浩 己	三重県中小企業団体中央会参与	平成30年5月8日
中 西 秀 行	三重県労働委員会事務局長	令和3年4月21日
袖 岡 静 馬	三重県労働委員会事務局次長兼調整審査課長	令和3年4月21日
森 元 就	三重県労働委員会事務局調整審査課課長補佐兼班長	令和2年5月21日
前 川 哲 也	三重県労働委員会事務局調整審査課主幹兼係長	令和3年4月21日

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年7月20日

三重県知事 鈴木英敬

**1 入札に付する事項**

- (1) 賃貸借物品及び数量  
イオクロマトグラフ分析装置等賃貸借 一式
- (2) 賃貸借物品の特質等  
賃貸借物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間  
令和4年2月1日（火）から令和11年1月31日（水）までとします。
- (4) 納入場所  
調達説明書（仕様書）で示す場所とします。

**2 入札参加者及び落札者に必要な資格**

- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

**3 入札に関する事項**

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

**4 入札者に求められる義務**

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年7月29日（木）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

**5 入札手続等に関する事項**



## (1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課 担当 岡本

三重県保健環境研究所 環境研究室 資源循環研究課 担当 渡邊

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004

## (2) 契約条項を示す場所

〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課 担当 岡本

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年8月11日（水）まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年8月27日（金）までに通知します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年9月2日（木）13時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、四日市西郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年9月2日（木）13時

なお、入札書は令和3年8月27日（金）から同年9月2日（木）13時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

案件名 イオンクロマトグラフ分析装置等貸借

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年9月2日（木）14時30分

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

## (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第

174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）により、ます。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

Lease contract of ion chromatograph analyzer, etc.

#### (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Thursday, September 2, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August 27, 2021 and 1:00 P.M. on Thursday, September 2, 2021.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, September 2, 2021.

#### (4) Managing Authority

Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

3684-11 Sakura-cho Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan

TEL:059-329-3800

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年7月20日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

PC端末の整備 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和4年2月21日（月）まで

(4) 動作確認期間

納入日から令和4年2月28日（月）まで

(5) 納入場所

三重県立宇治山田商業高等学校 パソコン教室、文書処理室、LL室

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年8月23日（月）17時まで、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班 担当 上村・稲濱  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年8月30日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 現場確認

調達説明書をご覧ください。

(6) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年8月26日（木）17時までに通知します。

(7) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年8月30日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年8月30日（月）15時

なお、入札書は令和3年8月24日（火）から同月30日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立宇治山田商業高等学校 PC 端末の整備

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和3年8月30日（月）15時30分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

PC terminal

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 30, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, August 24, 2021 and 3:00 P.M. on Monday, August 30, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Monday, August 30, 2021.

(4) Managing Authority :

Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和3年7月20日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

高性能PC端末を配置した実習装置の整備 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 納入期限

令和4年2月21日（月）まで

## (4) 動作確認期間

納入日から令和4年2月28日（月）まで

## (5) 納入場所

三重県立尾鷲高等学校 第2パソコン教室

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年8月23日（月）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班 担当 上村・駒田

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和3年8月30日(月)まで調達システムにより提供します。
- (5) 現場確認  
調達説明書をご覧ください。
- (6) 入札参加資格確認結果の通知  
令和3年8月26日(木)17時までに通知します。
- (7) 入札書提出の日時及び場所  
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年8月30日(月)15時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和3年8月30日(月)15時  
なお、入札書は令和3年8月24日(火)から同月30日(月)15時までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班  
案件名 三重県立尾鷲高等学校 高性能PC端末を配置した実習装置の整備
- (8) 開札の日時及び場所  
日時 令和3年8月30日(月)16時00分  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班
- (9) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

## (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

## (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Installation and Maintenance of high-performance PC terminal

## (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 30, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, August 24, 2021 and 3:00 P.M. on Monday, August 30, 2021.

## (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Monday, August 30, 2021.

## (4) Managing Authority :

Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

## 1 入札に付する事項



- (1) 購入物品及び数量  
三重県立水産高等学校 ICTを活用した魚介類養殖システムの整備一式
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 納入期限  
令和4年2月28日（月）まで
  - (4) 納入場所  
三重県立水産高等学校
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。  
エ 過去10年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年8月2日（月）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 過去10年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を証明する書類（契約実績証明書、契約書の写し、履行確認書の写し等）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当 駒田・稲濱  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年8月30日（月）まで調達システムにより提供します。

## (5) 現場確認

調達説明書をご覧ください。

## (6) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年8月26日（木）17時までに通知します。

## (7) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年8月30日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年8月30日（月）15時

なお、入札書は令和3年8月23日（月）から同月30日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 ICTを活用した魚介類養殖システムの整備

## (8) 開札の日時及び場所

日時 令和3年8月30日（月）15時15分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

## (9) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Installation and Maintenance of Aquaculture system use of Information and Communications Technology

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 30, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 23, 2021 and 3:00 P.M. on Monday, August 30, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Monday, August 30, 2021.

(4) Managing Authority :

Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 7 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |            |                  |                |
|---|------------|------------------|----------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | オープンドラム缶 8,000 本 | クローズドラム缶 100 本 |
| 2 | 担 当 部 局    | 津市広明町 13 番地      |                |

	三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム
3 落札者決定日	令和3年6月17日
4 落札者	大阪府大阪市西区靱本町1丁目7-22 SKKビル8F 日本鉄罐株式会社営業部 課長 市川 智浩
5 落札金額	入札価格 28,530,000円 契約金額 31,383,000円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和3年4月27日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年7月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 特定役務の名称	令和3年度 環境修復事業 第205-2分6009号 桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業掘削土壌運搬処理業務委託
2 担当部局	津市広明町13番地 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム
3 落札者決定日	令和3年7月5日
4 落札者	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地 三重中央開発株式会社 代表取締役 平井 俊文
5 落札金額	入札価格 31,752,000円 契約金額 34,927,200円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和3年5月18日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---